

税金の口座振替は毎月27日 になります

(2月は25日)

・新年度から金融機関との契約更新に伴い、税金の口座振替が次のとおりになります。

- ①各納期の月の27日が振替日です。(休みの時は翌営業日)
- ②①で振替不能(残高不足)の時は翌月10日です。(休みは①に同じ)
- ③②でなお振替不能の時は17日(休みの時は前後直近の営業日)
- ④③でも振替不能の時、督促状を発送します。督促状が発送された納期の税は、これ以降口座振替の取扱いができませんので、各自金融機関の窓口で納付してください。

国民健康保険証の手続きはお済みですか？

固定資産課税台帳の縦覧のお知らせ

平成六年度固定資産課税台帳を次により縦覧します。

縦覧は、固定資産税の基になる自分の資産の把握のみならず評価額や課税標準額等も確定する効力も有しています。

- 一、期間
四月六日～四月二十五日
(執務時間中)
- 二、縦覧場所
小須戸町役場税務課(二階)

例	第1期 平成6年5月31日	納期限	送付
	5/27	一回目口座振替	←
	6/10	二回目口座振替	←
	6/17	三回目口座振替	←
	6/20	(督促状納付書)	送付

以降各自で納めてください。

国民「保険料の免除制度」を受けられるのは？

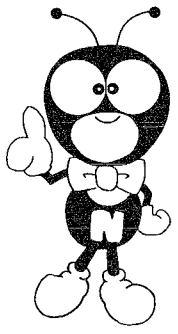
国民年金の保険料を納められないときは、納付が免除される制度もあると聞きました。保険料の免除はどのようなときに受けられるのですか。

▲保険料を納めることが困難な方は、保険料の納付が免除される場合があります。保険料の免除が受けられるのは次の場合です。

一つめは、国民年金や厚生年金保険から障害の年金を受けているときや、生活扶助を受けているときなどです。この場合は、市町村役場に届け出れば免除されます。

二つめは、所得がないなどにより、保険料を納めることが著しく困難であると認められるときです。この場合は、申請して承認された場合に限り免除されます。これを「申請免除」といいます。

免除を受ける手続きは、役場の住民係で行ってください。



高齢者住宅整備資金 貸付のお知らせ

老人福祉の向上を図る為、高齢者の専用住宅を増築、または改築する方に資金の貸付を行います。

希望される方は、四月三十日までに福祉係へお申し込みください。

- 貸付金額
二百二十六万四千元
- 貸付利率
年利三・二%
- 償還方法
元利均等月賦償還
- 保証人
証人二名
- 対象者
平成六年度に高齢者専用住宅を増築する方。

確定申告が 間違っていたときは

確定申告をした後で、計算間違いなど申告内容に間違いがあることに気付いたり、あるいは、うっかりして確定申告することを忘れていた方はいませんか。申告内容に間違いがあるときはそれを訂正することができます。また、確定申告をしなければならぬのにしていないときは、ただちに申告をしてください。

◎税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内です。平成七年三月十五日まで、平成五年分の消費税の申告については、平成七年三月三十一日までとなります。

◎税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

確定申告を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは「修正申告」をして正しい税額に修正してください。

修正申告は、税務署から更正を受けるまでいつでもできます。修正申告は、税務署の調査を受けた後で修正申告したり、更正を受けたりすると加算税がかかりますので、気付いたときはなるべく早く申告されるようお勧めします。

平成五年分 所得証明は六月十五日から！

小須戸町では、一月一日現在小須戸町に住んでおられる方を対象に、一月一日現在の税の台帳に基づき、次の証明を発行しています。

- ①所得証明(各年度の所得額の証明)
 - ②課税証明(各年度の税額の証明)
 - ③非課税証明(各年度の税額のないことの証明)
- なお、「無職かつ無収入」の証明については、申請時点で無

されるようお勧めします。

なお、調査を受ける前に自主的に期限後申告をしたときは加算税は五%に軽減されます。また、この場合の税額は、申告書を提出する日に納めてください。なお、修正申告の場合と同様に延滞税がかかる場合がありますが本税と併せて納めていただくこととなります。

※各用紙は税務署にあります。また、手続き等についてご不明の点がありましたら、税務署にご相談ください。

職かつ無収入であることが、台帳では事実確認ができないので、証明することはできません。その場合、所得証明、非課税証明、勤務されていた方は、前勤務先の退職証明、源泉徴収票、年金証書等で代用してください。また、平成六年度の住民税の確定前(納税通知書の発送前)は、平成五年分の所得については、所得証明は発行できません。(平成四年分の所得証明になります。)

平成六年度分
住民税についてお願い

毎年三月・四月は、転勤・退職等異動が多くなります。住民税特別徴収事業所におかれましては、給与所得者異動届出書をお早めに提出してください。

また、新たに、平成六年中に特別徴収事業所へ就職したことにより、平成六年度分住民税を特別徴収(給与からの天引)で希望する方は、四月十五日まで税務課にお知らせください。申し出のない方は、普通徴収となります。

次の日以降発行できます。

①特別徴収事業所に勤務されている、「住民税特別徴収税額通知」の発行された方
五月十五日以降

②、①以外の方(住民税普通徴収税額通知の発行された方や非課税の方)
六月十五日以降

尚、所得証明の必要な方は、所得がなくても、住民税の申告をしてください。